

自然災害・感染症等の発生時における研修運営 および研修申込後のキャンセルに関する取り扱いについて

<研修を中止する場合>

自然災害・感染症等発生時、以下のように当協会主催研修の開催等を中止する場合があります。ご了承くださいますよう、よろしくお願いいたします。

(1) 対象となる事象

自然災害・感染症等により研修開催が不可能と判断した場合

(2) 周知方法

日本医療社会福祉協会ホームページのトップページに掲載

(3) 開催中止後のキャンセル対応

- 1) 自然災害により研修を中止した場合は、原則として後日開催はしません。受講料は、当協会加入の興行中止保険の適用範囲内で、受講費の返金を行います。
- 2) 感染症等により研修を中止した場合は、原則として後日開催はしません。受講料は、受講費から振込手数料を引いた金額の返金を行います。

<研修を開催する場合>

(1) 受講者理由によるキャンセルについて

A 基幹研修 I・II 研修開催日の10日前までのキャンセルは、事務手数料1,000円を差し引き返金します。研修開催日の9日前以降のキャンセルは、受講料の返金を行いません。なお、次年度に同一研修を申し込む場合には追加費用なく受講できます。

B フレッシュ医療ソーシャルワーカー1日研修 キャンセル料はかかりません。

C その他の研修 開催日の前週木曜日以前のキャンセルは、事務手数料1,000円を差し引き返金します。開催前週金曜日以降のキャンセルは受講費の返金を行いません。

(2) 緊急事態宣言の発令などによる行政の要請に伴う事前キャンセルについて

すべての研修 事務手数料1,000円を差し引き返金します。